二　樹木採取権実施契約の変更に関する事項
三　採取跡地における植栽の実施に関する事項
（樹木採取権の移転の申請）
第二十八条の十四　法第八条の十七第三項の申請書には、当該申請書に記載された事項（法第八条の九第一項第二号に掲げるものを除く。）を証する書類を添付しなければならない。
2　森林管理局長は、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは、法第八条の十七第二項の規定による申請が同条第五項各号の基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うことができる。
（新設）

（樹木採取権の一般承継の届出）
第二十八条の十五　法第八条の十八第一項の規定による届出には、同項の書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　法人の合併その他の一般承継があつたことを証する書類
二　法第八条の十八第一項の書類に記載された事項（法第八条の九第一項第二号に掲げるものを除く。）を証する書類
2　森林管理局長は、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは、法第八条の十八第一項の規定による届出が同条第二項各号の基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うことができる。
（新設）

（樹木採取権を譲渡するための期間）
第二十八条の十六　法第八条の十八第二項の農林水産省令で定める期間は、届出をした者に同項の通知が到達した日から一年とする。
（新設）

（準用規定）
第二十八条の十七　樹木採取権者については、第十七条及び第三十三条の規定を準用する。この場合において、第十七条中「借受地若しくは使用地」とあり、及び第三十三条中「分収林」とあるのは、「樹木採取区」と読み替えるものとする。
（公告）
第二十八条の十八　（略）
（権限の委任）
第四十七条　（略）
2　（略）
3　前項の規定により森林管理局長に委任された権限（法第二章の二、第三章及び第四章の規定による権限を除く。）は、森林管理署長に委任する。

（木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則の一部改正）
第二条　木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則（平成八年農林水産省令第五十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（事業計画の認定の申請） **第一条**　木材の安定供給の確保に関する特別措置法（以下「法」という。）第四条第一項の認定を受けようとする者は、事業計画認定申請書（二通）に次に掲げる書類を添え、都道府県知事（法第四条第三項第二号ハの事業所、同号ニの木材生産流通改善施設又は同号ヘ⑵の事業所若しくは区域が当該都道府県以外の都道府県の区域内に所在する場合にあっては、農林水産大臣）に提出しなければならない。 一　（略） 二　法第四条第三項第五号又は第五項第四号に規定する場合にあっては、図面 （削る。）	（事業計画の認定の申請） **第一条**　木材の安定供給の確保に関する特別措置法（以下「法」という。）第四条第一項の認定を受けようとする者は、事業計画認定申請書（二通）に次に掲げる書類を添え、都道府県知事（法第四条第三項第二号ハの事業所又は同号ニの木材生産流通改善施設が当該都道府県以外の都道府県の区域内に所在する場合にあっては、農林水産大臣）に提出しなければならない。 一　（略） 二　法第四条第三項第五号又は第四項第四号に規定する場合にあっては、図面 （事業計画の記載事項） **第二条**　法第四条第三項第二号ロの農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　伐採樹種 二　伐採立木材積 三　伐採の期間

（公告）
第二十八条の二　（略）
（権限の委任）
第四十七条　（略）
2　（略）
3　前項の規定により森林管理局長に委任された権限（法第三章及び第四章の規定による権限を除く。）は、森林管理署長に委任する。